

平成 25 年 7 月から、 納税証明書交付請求時の 本人確認方法が変わります

税務署では、納税者の皆様の大切な情報を保護するために、納税証明書交付請求時にご提示いただく「本人確認書類」を次のとおり変更します。

ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

○ 窓口でご提示いただく請求者の「本人確認書類」

1 枚の提示で足りるもの	2 枚の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード ・旅券（パスポート） ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真付き） 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 <p>※上記に掲げる書類を除く、国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）</p> <p>※学生証、法人が発行した身分証明書（顔写真付き）</p> <p>「※」表示のもののみが 2 枚以上あってもご本人確認できませんので、ご注意ください。</p>

税務署からのお知らせ

「不動産所得を有する方」に対する文書照会について

税務署では、平成 25 年 7 月から「不動産所得を有する方」を対象として「決算書（収支内訳書）の内容についてのお尋ね」や「不動産の利用状況についてのお尋ね」などの照会文書を送付することとしております。

つきましては、会員の皆様にも照会文書が送付される場合があると思いますので、文書が送付された場合には、回答に対するご協力を願いいたします。

なお、文書照会（行政指導）に伴う自主的な見直しにより提出された修正申告書等については、加算税が減免されます。